

【所管事務の調査（報告）】

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画の策定等について

- 資料1 「川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）」の策定等に関する
パブリックコメントの実施結果について
- 資料2 川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画
- 資料3 川崎市地球温暖化対策推進基本計画（一部増補改訂）
- 参考資料 川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画の策定等について（概要版）

環 境 局

「川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）」の策定等に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策推進基本計画及び実施計画に基づき取組を推進しているところですが、気候変動の脅威が益々高まる中、国においては地球温暖化対策計画を改定し、新たな目標が位置づけられるなど、脱炭素化をはじめとする社会状況が大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、2030年度の目標達成に向けて、より一層の脱炭素化の取組強化を図るため、地球温暖化対策推進第2期実施計画（2026～2029年度）（案）及び基本計画の一部見直し（案）を取りまとめましたので、市民・事業者の皆様から意見を募集しました。

その結果、38通（意見総数94件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画（案）」等に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月26日（水）から12月26日（金）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、ファックス、郵送、持参など
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12月1日号掲載） ・ 市民説明会（12月8日、10日開催）、関係団体等への出前説明 ・ 市ホームページ ・ SNS、メールマガジン ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所本庁舎21階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所本庁舎21階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		38通（94件）
内	意見提出フォーム（電子メール含む）	23通（65件）
	ファックス	1通（4件）
	郵送・持参	1通（4件）
訳	市民説明会等	13通（21件）

4 御意見の内容と対応

川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画等に対して、再生可能エネルギーの普及に向け多様な主体が連携した取組の促進や既存住宅への省エネ化に向けた取組の充実などについて、御意見がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画等を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 第1章 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要に関する事	0	0	0	3	0	3
(2) 第2章 地球温暖化対策を取り巻く状況に関する事	0	1	0	4	0	5
(3) 第3章 重点事業（5大プロジェクト）に関する事	1	17	0	16	0	34
(4) 第4章 事務事業に関する事	5	3	3	15	0	26
(5) 第5章 事業進捗管理・成果指標等に関する事	0	0	0	6	0	6
(6) 第6章 資料編に関する事	0	0	0	0	0	0
(7) 基本計画の一部見直しに関する事	0	3	0	5	0	8
(8) その他計画全般等に関する事	0	2	0	8	2	12
計	6	26	3	57	2	94

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 第1章 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要に関すること（3件）

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	市域の2050年の再エネポテンシャルの内訳について、教えて欲しい。	川崎市地球温暖化対策推進基本計画において2050年の再エネポテンシャルを試算した結果、住宅用太陽光発電については約32万kW、事業用太陽光発電については約49万kW、バイオマス発電が約12万kWで、合計で約93万kWとなっており、市域の特性上、風力発電、水力発電、地熱発電のポテンシャルはほぼ見込んでいません。なお、令和12（2030）年度の再エネ導入目標については、この試算から、バックキャストで算出したものです。	D
2	「市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」は、「人為的なCO ₂ 排出量から森林などによるCO ₂ 吸収量を差し引いて、排出量がゼロとみなされるもの」と定義されているが各目標や排出量も、森林などによるCO ₂ 吸収を差し引いた実質排出量という理解でよいか。 【他同趣旨の意見1件】	森林などによるCO ₂ 吸収量は、自然条件に起因する不確実性が大きく、正確な算定が困難等の課題があるため、各目標や排出状況に含めず算出しておりますが、緑地保全や緑化推進などの取組は、ヒートアイランド現象の緩和や防災・減災にも寄与することから、「川崎市緑の基本計画」など、関係計画と連携しながら、脱炭素・自然共生の統合的な取組を推進してまいります。	D

(2) 第2章 地球温暖化対策を取り巻く状況に関すること（5件）

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	大規模排出事業者の生産活動休止により、温室効果ガス排出量が削減されると思うが、今回の計画では反映されているか。	地球温暖化対策推進基本計画の目標値の設定において、大規模排出事業者の生産活動の休止に伴う影響等についても考慮しております。	D
4	第2期実施計画では、効果的で実効性のある計画にするために「緩和策と適応策」をより連携させた対策の推進が必要である。	第2期実施計画で位置づける事業効果の高い5大プロジェクトや基本的方向ⅠからⅧで位置づける具体的な事業を推進する上で、施策を統合的に推進していくことが重要と記載しており、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進してまいります。	B

5	非FITの太陽光発電については、経済産業省のデータでは出てこないと思うが、どのように調査しているのか。 【他同趣旨の意見1件】	非FIT太陽光発電の導入量については、市や県の補助実績、建築物環境配慮制度、市公共施設への導入実績などから把握しております。	D
6	再生可能エネルギーの導入について、市域の導入量の2030年目標まで「残り10万kW」とのことだが、具体的な設置の計画が見えておらず、実現可能性に疑問がある。実施計画であるからには、具体的な方策があるのだと思うが、それが見えてこない。	市域の再エネ導入量については、令和2（2020）年度実績は20万kWでしたが、最新の令和6（2024）年度実績では25.2万kWとなっており、令和12（2030）年度の再エネ導入目標である33万kWに対して、一定取組は進んでいるものと考えております。今後、5大プロジェクトの推進などにより、参考目安として位置づけている令和10（2028）年度の市域の再エネ導入量達成に向けて、取組を推進してまいります。【実施計画本編P61参照】	D

(3) 第3章 重点事業（5大プロジェクト）に関すること（34件）

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	再エネ導入のスピード感を記載してほしい。川崎市は太陽光発電設備設置の義務化を行っていることから、再エネ導入の取組をさらに強化してほしい。	令和11（2029）年度時点の参考目安として、再エネ導入量を29.9万kWと設定しており、令和12（2030）年度の目標である33万kWの達成に向けて、取組を推進してまいります。 【実施計画本編P59等参照】	B
8	再エネ普及促進について、市や川崎未来エナジー（株）はもとより、市内の多様なプレーヤーが連携して、取組を推進していく必要がある。そのため、取組内容や主なアウトプット等に関しても、それらの多様なプレーヤーの取組を促進するような内容とした方がよい。	再エネの普及促進に向けては、多様な主体が連携して取組を推進していくことが重要であると考えておりますので、御意見を踏まえ、PJ1の記載を修正いたします。 【実施計画本編P61等参照】	A
9	鉄鋼業、石油精製業が排出量の多くを占めるので、その部分で具体的な取組が必要。イノベーションや企業の撤退を待たせないという状況にならないように企業と連携してほしい。	PJ2「川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進プロジェクト」など、官民連携の推進とともに、企業間の連携による取組を後押しするなど、社会情勢を踏まえ、取り組んでまいります。 【実施計画本編P64等参照】	B

10	川崎市において、臨海部の脱炭素化は重要な課題の一つであるが、その意義や取組内容について市民の理解が十分に浸透しているとは言い難い。各種計画において、「市民と共に進める」姿勢を明確に位置付ける必要がある。	令和12（2030）年度において「CCかわさきエコ会議を中心とした推進体制のもと、市民・事業者との連携の取組が一層進められている」状況等を目指し、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進してまいります。 【実施計画本編P69等参照】	D
11	中小企業の脱炭素経営を促進するために、省エネ機器整備に対する魅力的な補助制度を創設し、その活用要件として省エネ診断を位置付けるとともに、川崎発の「圧縮空気を軸とした省エネ診断スキーム」を踏まえた施策の充実を図る必要がある。	市内中小企業に対する脱炭素経営に向けては、「知る」「測る」「減らす」の各段階ごとに支援メニューを整備していますが、その中でも、省エネ診断による現状把握は重要と考えており、現状の「市内事業者エコ化支援補助金」の効果的な運用と併せて、多くの市内中小企業に活用していただける制度となるよう取り組んでまいります。 【実施計画本編P66等参照】	B
12	PJ2産業系「川崎臨海部のカーボンニュートラル化」及びRJ3民生系「循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等の取組の推進」について、川崎臨海部立地企業の技術力や、環境産業に対するノウハウは国内でも、有数のものがあることから、積極的に連携・活用してほしい。事業の推進においては、庁内の関係部局と連携を図りながら、企業支援についても合わせて実施してほしい。	PJ2「川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進プロジェクト」など、庁内関係部局との情報共有を密に行い、事業者の皆様と連携した取組を推進してまいります。 【実施計画本編P64等参照】	B
13	排出の7割を占める産業系については、今後の取り組みが大きな可能性を持つ分野でもあり、排出構造の現状や削減に向けた課題と方向性が共有されることで、市民としても課題への理解が深まり、政策への共感や協働した取り組みがさらに進むことを期待している。		B
14	エネルギー転換部門のCO ₂ 排出に関しては、熱エネルギーの効率化やコジェネレーションなどの具体的な取り組みについても、積極的に広報していくべき。	熱エネルギーの効率化等に対する具体的な事例や効果等について、様々な機会を通じ広報していくことにより、事業者の脱炭素化に向けた取組を推進してまいります。	D

15	<p>「熱利用の脱炭素転換」の具体的施策目標や導入加速策が不十分である。</p> <p>2030年に向けた熱エネルギー脱炭素化の明確なロードマップや、企業・工場へのインセンティブ制度を計画に明記してほしい。</p> <p>産業系排出割合が高い川崎市において、条例で義務づけられている計画書提出制度は重要だが、どのくらい削減効果があったのか教えてほしい。</p>	<p>温暖化対策推進基本計画において、令和12（2030）年までは、まずは電力・熱エネルギー効率化（省エネ化）を徹底して行い、その上で、熱エネルギーの電化と再生可能エネルギーの導入を着実に進めていくことが重要としており、現計画にもとづき、取組を推進してまいります。また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けては、本市の特性から、令和12（2030）年度以降熱エネルギー等への対応が極めて重要であると認識しており、次期基本計画の改定作業の中では、新たな目標や熱エネルギー等への課題など、事業者の皆様ともしっかり連携しながら、検討を進めてまいります。</p> <p>計画書制度については、令和6（2024）年度から、本市の削減目標と整合を図った評価基準項目ごとに、事業者の取組を評価し、計画書・報告書の概要とともにその評価結果を公表することとしており、こうした取組を通じて事業者の行動変容を促進してまいります。</p> <p>今後につきましても、事業者から提出された計画書・報告書の評価結果等に応じて適切な指導・助言を行い、脱炭素化を推進してまいります。</p>	D
16	<p>一般家庭は、市の補助金を活用することで、太陽光発電設備や蓄電池を設置できるので、是非継続してもらいたい。困難なことだとは思いますが頑張してほしい。</p> <p>【他同趣旨の意見1件】</p>	<p>PJ3「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」等の取組を通じ、太陽光発電設備の設置が当たり前の社会となるよう、取組を推進してまいります。</p> <p>【実施計画本編P68参照】</p>	B
17	<p>地球温暖化対策に向けて、一般市民は何をすればいいかわからないという記事が出ている。市が率先して普及啓発しないといけない。環境学習・普及啓発の推進をさらに強化してほしい。</p>	<p>川崎市地球温暖化防止活動推進センターや同推進員、事業者など、様々な主体と連携し、環境学習・普及啓発の取組を推進してまいります。</p> <p>【実施計画本編P91等参照】</p>	B
18	<p>市民・事業者が簡単にできる取組をもっと広めてほしい。市が作成するチラシについて、もう少し工夫をすれば市民の行動変容につながると思う。</p> <p>【他同趣旨の意見1件】</p>	<p>市民・事業者の行動変容に向けては普及啓発・環境学習の取組が重要と考えておりますので、市民・事業者の皆様によりわかりやすく、きめ細かい広報や周知に務めてまいります。</p> <p>【実施計画本編P68等参照】</p>	B

19	<p>太陽光発電設備を設置したが、昨年度は蓄電池の補助を受けられなかった。補助金を有効に活用してもらう方法を考えてもらいたい。横浜市では民間事業者で制度を紹介してくれるところがある。川崎市も相談窓口を作ってもらえれば申込みも増えるのではないか。</p>	<p>太陽光発電設備に関する様々な情報を発信する取組として、ポータルサイト「かわさき太陽光広場」を運用しており、補助金の執行状況など、同サイトにおいて発信しております。今後とも、太陽光発電設備の効果やメリットをはじめとした情報や、設備に関するQA等の太陽光発電設備に関する情報を市民の皆様に分かりやすくお伝えするよう、取組を推進してまいります。</p>	D
20	<p>地球温暖化に関する誤った情報への対処について触れられていないと思う。近年、地球温暖化対策を遅らせる目的で、様々な誤った情報（地球温暖化否定論）が流布されている。</p> <p>地球温暖化そのものに限らず、太陽光発電や電気自動車などを標的とした誤った情報に対処するために、東京都のファクトブックのようなものを市のサイトに掲載すべきであり、検討して欲しい。</p>	<p>本市においても、東京都と同様に、エビデンスに基づき、太陽光発電に関するQ&Aを公表しております。この他にも川崎市太陽光発電推進ポータルサイトかわさき太陽光広場において、建築物への太陽光義務化制度や設置を促進するためのトピックスなど様々な情報発信を行っております。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000130076.html</p>	D
21	<p>「脱炭素情報特化型広報媒体の設置」は、あくまで手段であり、アウトプットとは言えない。また、市域の温室効果ガス排出量が2050年に実質ゼロとなった場合に、市民がどのような具体的恩恵を受けられるのかが不明確である。</p> <p>川崎市として最も重視すべきは、市民の生活を守ることであり、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」や「多様なみどりと共生するまち」に関する事業こそ最優先で取り組むべきである。</p> <p>そのため、主な取組内容をより具体的な施策レベルにまでブレイクダウンし、確実な実施を求める。</p>	<p>「脱炭素情報特化型広報媒体の設置」につきましては、脱炭素アクションみぞのくちにおける取組の成果物と認識しており、アウトプットとして設定したものです。</p> <p>また、地球温暖化は、全ての人の責任であるとともに、等しく享受するものであり、緊急かつ全力で脱炭素化に取り組む必要があるものと認識しております。川崎市地球温暖化対策推進基本計画で位置づけた基本的方向Ⅰから基本的方向Ⅷに記載する基本的方向及び40の施策及び第2期実施計画で位置づける具体的な事業に基づき、令和12（2030）年度の目標達成、2050年の市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、将来世代が安心して暮らせる環境を引き継ぐために、取組を推進してまいります。</p>	D

22	<p>脱炭素モデル地区である「脱炭素アクションみぞのくち」を起点とした取組が掲げられているが、現在実施されている「まるっとサステナ」は脱炭素事業としての位置付けが分かりにくく、市民への認知が十分とは言えない。若者向けの取組についても、行動変容の促進や市域への横展開、関係機関との連携に十分結び付いていないことから、脱炭素アクションみぞのくち推進会議の活性化に向けて事業の充実が必要である。</p>	<p>脱炭素先行地域の実現など、脱炭素アクションみぞのくち推進会議と連携した取組を拡大するとともに、脱炭素モデル地区の市域における横展開に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>【実施計画本編P68等参照】</p>	D
23	<p>脱炭素モデル地区である「脱炭素アクションみぞのくち」で実施されている「まるっとサステナ」は、市民にとって課題や目的が分かりにくく、地域への広がりを感じられない。溝の口には地球温暖化防止活動推進センターや脱炭素に積極的な事業所・団体などの地域資源が存在している。これらを有効活用し、脱炭素に資する事業展開を進めるべきである。</p>	<p>脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」において、脱炭素アクションみぞのくち推進会議会員団体等と連携し、脱炭素の取組の見える化や市民・事業者行動変容の促進に向けた取組についてより一層の推進を図るとともに、市域における横展開に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
24	<p>「脱炭素アクションみぞのくち」の取り組みの見える化、さらなる広がりを期待します。市民の行動変容につなげるためにも、みんなが面白がって取り組める新たな提案が必要です。</p>	<p>脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」における脱炭素化に向けた取組をより一層推進するとともに、脱炭素モデル地区の市域における横展開に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>【実施計画本編P69等参照】</p>	B
25	<p>太陽光発電設備設置義務化以降、新築住宅への太陽光設備設置は進んでいるが、既存の住宅には広がっていないと思う。設置しようとしても、事業者との付き合いがないことや、屋根修理の詐欺ニュースで報道されており、情報の充実が必要。</p> <p>【他同趣旨の意見1件】</p>	<p>太陽光発電設備等設置費補助金とあわせて、ポータルサイト「かわさき太陽光広場」において、一定の要件を満たした太陽光発電設備の設置に取り組む事業者を「太陽光発電設備普及事業者」として登録し、市民の皆様等に「事業者の見える化」を行うなど、既存住宅への太陽光発電設備の設置促進に向けた取組を進めております。</p>	D

26	EV車の活用だけでなく、自転車が走りやすいまちづくりやシェアサイクルの利用促進について、検討して欲しい。	自転車の利活用については、N016の交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進に位置づけております。また、自転車活用施策とも連携し、取組を進めてまいります。 【実施計画本編P105参照】	B
27	自動車のEV化の推進に向けては、メーカーや販売店との連携が必要である。	市公共施設へのEV用充電設備の整備などを促進しながら、メーカー等へのヒアリングなど、関係事業者との連携による次世代自動車等の普及促進に向けた取組を推進してまいります。 【実施計画本編P73等参照】	B
28	建築物の断熱化について、公共建築物のZEB化という記載があるが、検討していることがあれば聞きたい。 【他同趣旨の意見1件】	令和7（2025）年4月から市公共建築物を対象とした「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」の運用を開始しており、太陽光発電設備の設置基準量や、市公共建築物におけるZEB※化の基準などを位置づけております。また、既存の市公共建築物につきましても、ZEB化に向けた検討を進めてまいります。 ※ZEB（Net - Zero Energy Building）：エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとする建築物	D
29	「公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化及び既存公共建築物のZEB化に向けた検討」と記載があるが、2030年度における数値目標が設けられていない。ZEB化のポテンシャルを試算のうえ、数値目標を定めるべき。 【他同趣旨の意見1件】	市役所における脱炭素化の取組について、公共建築物等における環境配慮基準に基づき新築及び改築（建築物の全部を除却又は滅失した後の改築に限る。）する市公共建築物は、原則ZEB Ready※以上とすることとしております。また、ZEB化等の取組を含んだ参考目安として、市公共施設の温室効果ガス削減割合を位置づけておりますので、目標達成に向けて取組を進めてまいります。 ※再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物 【実施計画本編P75参照】	D

30	避難所となっている学校の屋上にPPAで太陽光発電、蓄電池を設置することは重要。また、設置可能な公共施設への太陽光発電、蓄電池の設置を進めて欲しい。市役所が率先して取り組めば、他地域にも波及すると思う。 【他同趣旨の意見1件】	川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、令和12(2030)年度までに設置可能な市公共施設の半数へ太陽光発電設備を導入することを目標として位置づけており、その達成に向けて取組を進めてまいります。	B
31	市公共建築物におけるLED導入割合が2029年度時点で84%となっているが、蛍光灯の生産は2027年に終了予定である。これは、建物の更新時期との関係によるものか。	市公共施設のLED化は、施設の省エネ化のために令和2(2020)年度から計画的に進めており、令和9(2027)年度以降にLED化を予定している施設については、在庫での対応や状況に応じて前倒しでLED化するなど、柔軟に対応し、取組を進めてまいります。	D
32	プロジェクトごとの達成状況が毎年出ているのがわかりやすい。市公共施設の脱炭素化が進んでおり、市が率先して取り組んでいる姿勢が示されている。プロジェクト3についても目標達成に向けてさらに進めてほしい。	川崎市役所は、市内事業者の中でも多くの温室効果ガスを排出しておりますので、自らが率先して、照明のLED化などの省エネの取組や、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入するなど、様々な手法を活用して、温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。	B
33	「地方公共団体実行計画(区域施策編、事務事業編)」としても位置付けていることから、特に「市役所目標」については、カーボンオフセット等も反映した「実質」排出量の達成が期待されると考える。		B
34	「市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ」における「再エネ100%」とは、当該公共施設で使用する電力を100%再生可能エネルギーとすることか。 また、太陽光発電設備の設置場所が限られ発電量や蓄電量が不足する場合に、再エネ由来ではない電力を調達しても、その同量分の再エネ指定の非化石証書を購入すれば「再エネ100%」とみなしてよいのか。	原則として、小売電気事業者が供給する再エネ100%電力を全公共施設に導入することを想定しており、小売電気事業者が再エネ100%由来の電力を供給できない場合、小売電気事業者が提供する非化石証書を含めた実質再エネ100%電力メニューを活用し、目標達成に向けた取組を進めております。	D

(4) 第4章 事務事業に関すること (26件)

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
35	建築物の断熱に関する記述が少ないと感じた。川崎市は人口が増加して新たに住宅が建設されることが多いため、断熱の強化がしやすい状況であることから、これを計画において明確化することで、エネルギー効率を高め、温暖化対策にもつながると思う。【他同趣旨の意見4件】	基本的方向I施策NO3 (I-U) 「民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」において、既存住宅の省エネ化を含めた建築物等の脱炭素化を推進していくこととしておりますが、取組内容を一層明確化し、推進していくことが重要と考えていますので、御意見を踏まえ、「脱炭素戦略推進事業」を追加するとともに、「再エネ導入等促進事業」の取組内容を追記いたします。 【実施計画本編P87参照】	A
36	家を修繕した際に、事業者から補助金を勧められた。事業者が知っている情報を市民は知らないことが多い。市民はそのような制度を知る方法はないか。	国や神奈川県が実施する省エネに関する制度について、市ホームページやイベント等で案内するなど、住宅の省エネ化に向けた普及啓発について、今後も取組を充実してまいります。	D
37	施策の中で、学校と連携して、資源を戻していくという教育が必要ではないか。また、地域で集ってコミュニティを作ることも適応策にもつながると考えている。何かあった時に集う場所があることは大切。そのような取組を川崎市と一緒にできればと考えている。	川崎市地球温暖化防止活動推進センターや同推進員、事業者など、様々な主体と連携し、環境学習・普及啓発の取組を推進してまいります。 【実施計画本編P91等参照】	B
38	教育機関と連携した環境学習や持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進にあたっては、学校と市民活動、事業者、川崎市をつなぐ調整・連携機能の充実が重要である。川崎市地球温暖化防止活動推進センターは、学校とのコーディネート、事業者との連携、市との調整機能を担っており、こうした機能の強化を位置付ける必要がある。	教育機関と連携した環境学習の推進にあたっては、各主体をつなぐ中間支援機能を担う人材が重要だと考えておりますので、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づき、こうした人材の育成と、連携・活用を進める取組を引き続き実施してまいります。 【実施計画本編P91参照】	B

39	<p>住宅断熱、ZEH化についてもポテンシャルを試算のうえ、数値目標を定めるべき。</p> <p>【他同趣旨の意見1件】</p>	<p>住宅断熱、ZEHなどの取組を包含した民生・業務系の目標として2030年度までに▲45%以上削減（2013年度）を位置づけておりますので、目標達成に向けて取組を進めてまいります。</p>	D
40	<p>新築住宅は建築物省エネ法の改正により対応が進んでいるが、市内の既築住宅の約75%はほぼ無断熱の状態にある。既築住宅は約75万戸存在しており、断熱リフォームの推進が急務である。あわせて、窓断熱リフォームに対する川崎市独自の補助制度を検討すべきである。</p> <p>【他同趣旨の意見2件】</p>	<p>住宅の断熱等については、既存住宅に対して国の関係省庁が様々な省エネリフォーム助成事業を展開しております。本市といたしましては、こうした国の動向なども踏まえながら、建築物省エネ法に基づき、太陽光発電設備の導入促進に係る取組と合わせて、関係団体等と連携しながら、断熱対策などの省エネの取組を市民や事業者の皆様にわかりやすく普及啓発を行い、行動変容を促す取組を推進してまいります。</p>	D
41	<p>川崎市は都市農業が盛んな地域で、小規模な農家が多い。農地の保全が難しくなっている中で、ソーラーシェアリングを導入することで農地の保全が進み、農家は売電収入を得ることができる。これにより、再生可能エネルギーの目標達成にも貢献できるため、農地のソーラーシェアリングを取り入れるべきではないか。</p>	<p>農地での営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の設置につきましては、農業者のニーズや国の動向などの把握に努め、その状況に応じて対応を検討する必要があると考えております。</p>	D
42	<p>ソーラーシェアリングについては、生産緑地の農地が発電事業所に転用されることに問題があるとのことだが、売電だけを目的としたメガソーラーではなく、自家消費も含めた再生可能エネルギーの導入と考えれば、農地での電力利用による省エネにもつながる。日本全体の状況から見ても、農業従事者の支援や農地の振興・保護は重要な課題であり、他都市で実施できている取り組みを川崎市が行えないのは対策の遅れと考える。</p> <p>他部局の所管であると縦割りに甘んじて検討を除外することなく、むしろ部局を越えて連携して前向きに取り組んで欲しい。</p>	<p>生産緑地での太陽光パネルの設置につきましては、発電された電力を農業を営むために必要な温室等に使用する場合は設置可能となります。農業者のニーズや国の動向などの把握に努め、その状況に応じて対応を検討する必要があると考えております。</p>	D

43	<p>集中豪雨、台風、熱波などかつてない気象状況が多発している。気象災害に備える防災拠点として、町内会館・自治会館は重要な役割を果たす。横浜市では町内会館・自治会館への太陽光発電と蓄電池の設置を促進する助成制度がある。川崎市もこれを参考にして、検討すべきである。</p> <p>【他同趣旨の意見2件】</p>	<p>太陽光発電設備・蓄電池の設置については、平時の再エネ供給だけでなく、災害による停電時でも電力を使用できるなど、レジリエンスを高めるエネルギー源として有効であると考えております。本市では、市域の再生可能エネルギー導入に向けて、事業者及び家庭向けに太陽光発電設備等への補助事業を実施しておりますので、他都市の事例等を調査研究しながら、引き続き、導入支援に取り組んでまいります。</p>	C
44	<p>ごみの収集について、普通ごみ、プラスチックに加えて、堆肥など、回収品目を1品目増やすだけでも変わると思う。市民の行動変容を促す施策、広報が必要。</p>	<p>令和8（2026）年4月からプラスチック資源の一括回収を全市拡大するなど、脱炭素化及び資源循環の取組を進めております。分別品目の拡充には収集処理体制構築など検討すべき事項が多々あり現時点で拡充する予定はありませんが、資源循環を進めるための市民の行動変容に向けて、「川崎市循環型社会形成推進計画」など関係計画と連携しながら、ターゲットに応じた広報媒体を活用し、分かりやすい情報発信と普及啓発を進めてまいります。</p>	D
45	<p>古着の回収拠点をさらに増やしてほしい。回収拠点が増えれば、近隣の回収拠点に持ち込む人が増え、回収率も増えるのではないか。</p>	<p>「川崎市循環型社会形成推進計画」において、事業者による自主回収や拠点回収のマップ化を進め、市民が利用しやすい環境づくりと民間リユーススポットの活用促進を図っていくこととしています。今後も関係計画と連携しながら、脱炭素と資源循環の総合的な取組を一体的に推進してまいります。</p>	B
46	<p>「川崎市循環型社会形成推進計画」の内容と重複感はあるが、どのように連携していくのか。</p>	<p>プラスチックをはじめ、ごみの減量化・資源化に向けた取組については、温室効果ガス排出量の削減にも大きく寄与するものであり、統合的に取組を進めていくことが重要であると認識しております。今後も、それぞれの取組を有機的に結びつけ、相乗効果を生み出すよう、連携しながら取組を推進してまいります。</p>	D

47	<p>プラスチックの使用量の減少についても施策に入れてほしい。ごみを燃焼する際にエネルギー化すること自体は応援するが、プラスチックごみを減らすことも施策に入れ、具体的な削減目標数値を掲げてほしい。</p>	<p>「川崎市循環型社会形成推進計画」において、3R+Renewableの普及や回収手法の多様化によるリユースの強化を位置づけています。これらを踏まえ、ワンウェイプラスチック等の削減や簡易包装の選択など、ごみの削減の重要性を周知し、行動変容を促してまいります。目標値については、プラスチックを含むごみ全体の減量化を目指し、2037年度までに1人1日あたりのごみ排出量を712gにすることを目標としています。今後も関係計画と連携しながら、脱炭素と資源循環の総合的な取組を一体的に推進してまいります。</p>	D
48	<p>基本的方向Ⅰ～Ⅵについては、施策が中長期的でビジョンをつくる上で重要であるが、Ⅶ、Ⅷは日々必要な取組で、やや方向性が違うように見えるが、専門的な知識も要する中で日常的にどのように取り組んでいく予定か。</p>	<p>本市の地球温暖化対策推進基本計画では、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」として、「熱中症対策の推進」や「感染症対策の推進」、「暑熱対策の推進」などの施策を位置づけており、関係機関や庁内関係部局等と横断的に連携し、気候変動に対して取り組んでまいります。</p>	D
49	<p>近年の夏季の酷暑は社会生活や経済に影響を及ぼしており、各都市では高齢者向けの熱中症対策、学校体育館の温熱環境整備、困窮世帯へのエアコン設置補助など具体的な取組が進められている。策定案では、研究促進が中心であるため、気候変動の現状を踏まえた熱中症対策の具体的課題と対策を明記するとともに、緩和策と適応策をより密接に連携させたシステムの構築が必要である。</p>		D
50	<p>緑地の保全にももっと力を入れてほしい。例えば、樹木を伐採する場合には、その後に植林をしたり、定期的に更新を行ってCO₂の吸収源を保つようにしてほしい。伐採して緑地を失うことは、生物の住処をなくすだけでなく、CO₂を吸収する大切な役割を持つ森林を壊すことにもつながる。今後の計画では、伐採して緑地を減らすようなことは避けてほしい。</p>	<p>緑地保全や緑化推進などの取組は、ヒートアイランド現象の緩和や防災・減災にも寄与することから、「川崎市緑の基本計画」など、関係計画と連携し、脱炭素・自然共生の統合的な取組を進めてまいります。</p>	D

51	<p>全国都市緑化フェアに関して、行政的には高い評価をしているが、市全体の緑地や里山活動には相変わらず人手不足と高齢化から抜け出せていない。フェアの結果だけをレガシーとしていては、緑地や樹林の減少に歯止めもかからない。CO₂の吸収源や真夏の緑陰による遮熱効果なども含めた気候変動対策効果の視点からも、もっと具体的に緑地を保全することに踏み込んで欲しい。</p>	<p>緑地保全管理事業などの取組は、ヒートアイランド現象の緩和や防災・減災にも寄与することから、引き続き、特別緑地保全地区指定等の緑地保全施策の取組を推進するなど、「川崎市緑の基本計画」と連携しながら、取組を進めてまいります。</p>	D
----	---	---	---

(5) 第5章 事業進捗管理・成果指標等に関すること (6件)

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
52	<p>適応策に係る数値目標は具体的に設定しているか。</p>	<p>第5章 成果指標等一覧表の中に、適応策に係る指標を位置づけております。 【実施計画本編P148、149参照】</p>	D
53	<p>川崎市地球温暖化防止活動推進センターは、学校や町内会への出前授業・講座をコーディネートしており、2024年度は61校で実施、延べ6,702名が参加している。過去の実績も管理していることから、本計画の成果指標として位置付けることが可能である。</p>	<p>川崎市地球温暖化防止活動推進センターや同推進員、事業者など、様々な主体と連携し、環境学習・普及啓発の取組を推進することで、市域の温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。 【実施計画本編P145参照】</p>	D
54	<p>基本的方向Ⅷ多様なみどりと共生するまち/施策NO. 38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進について、緑化率の目標数値を追記してほしい。 【他同趣旨の意見3件】</p>	<p>第5章 成果指標等一覧表の中に、緑化に係る指標を位置づけております。 【実施計画本編P148、149参照】</p>	D

(6) 基本計画の一部見直しに関すること (8件)

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
55	川崎市でも2035・2040年度の温室効果ガス排出量の推計値を明確化されたことは評価できるが、自治体として独自にかつ率先して取り組んでほしかった。	2035・2040年度の温室効果ガス削減割合の将来推計については、地球温暖化対策推進基本計画で掲げた2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指し、市民・事業者の皆様とビジョンを共有するために明確化したものです。	D
56	温室効果ガス排出量の動向イメージについて、2050年に800万t残る可能性があることも想定されているが、PJごとの達成状況を見ると、産業系についてはこれまで目安目標を達成している。今後、産業系については厳しくなると考えているが、川崎市としてどのように考えているか。	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けては、本市の特性から、令和12(2030)年度以降熱エネルギー等への対応が極めて重要であると認識しております。そのため、次期基本計画の改定に向けては、新たな目標や熱エネルギー等への課題など、事業者の皆様ともしっかり連携しながら、検討を進めてまいります。	B
57	市が2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標に掲げ、具体的な目標値を設定した取組について、進捗を検証し、社会状況や気候変動の変化を踏まえて事業の見直しや重点事業の強化を明確にした点が評価できる。リエゾンにおいても、臨海部立地企業が有する温暖化対策技術や取組を積極的に発信し、市民や川崎市と連携しながら地球温暖化対策に協力していく。	脱炭素化の取組の推進に向けては、市民・事業者の皆様の御理解、御協力が重要と考えておりますので、いただいた意見を踏まえ取組を進めてまいります。	B
58	危機的シナリオでは熱エネルギーを中心に約800万トンの削減が必要とされており、その回避には臨海部企業の個別の対策に加え、企業が有する技術力やノウハウの活用が不可欠である。今後も、臨海部立地企業や関係団体と十分なヒアリングや意見交換を行いながら、計画改定を進めてほしい。	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けては、本市の特性から、令和12(2030)年度以降熱エネルギー等への対応が極めて重要であると認識しております。そのため、次期基本計画の改定に向けては、新たな目標や熱エネルギー等への課題など、事業者の皆様ともしっかり連携しながら、検討を進めてまいります。	B

59	<p>市域の温室効果ガス排出量の目標は2030年度までに50%削減（2013年度比）では足りず、目標値を60%以上とすべき。長野県や鳥取県は60%以上を目標として掲げている。川崎市も、国よりも高い目標を掲げてほしい。</p>	<p>地球温暖化対策推進基本計画における令和12（2030）年度目標値については、国の最新動向や有識者等からなる川崎市環境審議会の意見などを踏まえて位置づけたもので、国の削減目標である▲46%を上回る▲50%としております。目標達成に向けて、計画に基づき、市民や事業者の皆様など、多様な主体と連携しながら、取組を進めてまいります。</p>	D
60	<p>2030年以降、技術革新が進展せず、熱エネルギー転換が進まない場合、約800万トン削減が必要とあるが、世界的な先進事例やその進捗状況をどのように評価しているか。</p>	<p>2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けては、次世代型太陽電池や液化水素サプライチェーンなどの水素関連技術、CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization & Storage）など新たな技術の導入への検討を進めていますが、事業者との意見交換や将来的な導入を見据えた実証事業を行うことなどにより、取組を進めています。</p>	D
61	<p>2050年に熱エネルギーを中心に約800万tの温室効果ガスが残る可能性とあるが、これは森林等によるCO₂吸収量が確保できないことを前提としているのか。「CO₂吸収量」には排出量取引などのオフセットも含まれ、取引価格が上がるリスクはあっても調達自体が不可能になることは想定されないと思う。「実質ゼロ」が達成できない状態とは、どのような状況か。</p>	<p>2050年の約800万tの温室効果ガスについては、令和12（2030）年以降、再生可能エネルギーの導入が進展する一方で、技術革新によるイノベーションが進まない場合のシナリオとして、熱エネルギー等由来の温室効果ガスが残る想定を示したもので、排出量取引などのオフセットやCCUSなどの取組効果を加味したものではありません。</p>	D
62	<p>熱エネルギー由来の温室効果ガスについて、産業部門からの排出に大きな課題があるという分析だが、臨海部においては、地域循環エネルギーとしてエリア化していく可能性を考えると、そこには利点がある。事業所を越えた地域連携を考えていかなければ、目標には到達しないのではないか。</p>	<p>川崎臨海部では、多くの企業に参画いただいている川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会において、企業間連携による温室効果ガスの抑制に向けた議論などを行っているところです。</p> <p>2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けては、多くの産業が集積する臨海部の特性を踏まえ、エネルギーの効率化に向けた課題や方向性について、引続き検討を進めてまいります。</p>	D

(7) その他計画全般等に関すること (12件)

NO.	意見の要旨	本市の考え方	区分
63	川崎市は、産業系及びエネルギー転換部門の温室効果ガス排出量の削減が必要であり、特に火力発電所の大幅な削減が重要。そのために、「電気・熱配分後」ではなく、「電気・熱配分前」の排出量の削減対策が必要。	<p>市域のエネルギー転換部門の温室効果ガス排出量については、国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に基づき、市の「事業活動脱炭素化取組計画書制度」において報告のあった「電気・熱配分後」の値を集計・公表しております。</p> <p>エネルギー転換部門の温室効果ガス削減については、計画書制度の評価結果等に応じて、適切な指導・助言を行い、脱炭素化を推進してまいります。</p>	D
64	大規模排出事業者の高炉廃止による排出量の減少は、参考値として再掲すべきではないか。	<p>地球温暖化対策推進基本計画の基本理念では、「将来世代にわたって安心に暮らせる脱炭素なまちづくり」と「環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり」に挑戦を示しています。市域の温室効果ガス削減にあたっては、上記基本理念をもとに、社会状況等踏まえながら、民生・産業・市役所が一体となって削減を進めていくことが重要と考えています。</p> <p>なお、1月26日に公表しました令和5年度分の温室効果ガス排出状況については、市内大規模排出事業者の排出量の減少分を含んだものであり、本計画においても、上記結果を反映しております。</p>	D
65	「気候変動に関する観測・分析・調査研究」の一環として、二酸化炭素の大気測定を市内2～3カ所を実施してほしい。	<p>二酸化炭素濃度の測定については、地球全体の濃度変化が重要であることから、気象庁等の国内測定データ等を活用することで対応が可能なものと考えております。</p> <p>今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視していくとともに、地球温暖化対策推進基本計画に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。</p>	D
66	今夏も熱中症による多数の被害者が出ており、死亡者も確認されている。熱中症については人為的なものであるため、予防だけでなく、医療費の補償も検討すべき。	本市に限らず、気候変動に伴う猛暑などについては、全国的に深刻な課題となっており、医療費に対する補償等の考え方についても、国レベルで全国一律に対応・検討すべきものと考えております。	E

67	<p>事業としてメタンを主成分としたものを燃やしているが、今後どのように転換していくのか。</p>	<p>2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けては、次世代型太陽電池や液化水素サプライチェーンなどの水素関連技術、CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization & Storage) など新たな技術の導入が必要と考えておりますので、事業者との意見交換や将来的な導入を見据えた実証事業を行うことなどにより、次期基本計画策定に向けた中で、検討を進めてまいります。</p>	D
68	<p>市有地、民有地で樹木を炭にして温室効果ガスを削減すること。ごみ出しにプラ製の袋を多く使用しているが作るのに石油が多く使われている。一部発電に利用していますが、プラを使用しないことが脱炭素社会に必要。</p>	<p>樹木は、光合成により二酸化炭素を吸収しており、木材として利用している間も炭素を貯蔵し続けています。また、木材は繰り返し使える再生可能な材料であり、脱炭素社会の実現に向けては、木材を積極的に利用することが重要であると認識しておりますので、今後も木材利用促進の取組を進めてまいります。「川崎市循環型社会形成推進計画」において、3R+Renewableの普及や回収手法の多様化によるリユースの強化を位置づけています。これらを踏まえ、ワンウェイプラスチック等の削減や簡易包装の選択など、ごみの削減の重要性を周知し、行動変容を促していきます。今後も関係計画と連携しながら、脱炭素と資源循環の総合的な取組を一体的に推進してまいります。</p>	B
69	<p>実施計画では、目標値の設定にとどまらず、仮説に基づいて「どのような行動をとれば目標が達成できるのか」を机上シミュレーションしながら推進すべきである。 例えば、2030年度に再生可能エネルギー導入量33万kWを達成するために必要な公共施設やマンションの屋上面積、農地でのソーラーシェアリング導入規模などを具体的に検証・提示することで、市民にとって分かりやすいイメージを示すことが可能である。 こうした具体像を含めた政策広報は、市民の行動喚起につながり、特に関心が低いとされる若年層の参加促進にも有効と考えられる。 市民をいかに巻き込むかという視点を重視し、より踏み込んだ内容と工夫を加えた計画・発信を求める。</p>	<p>第2期実施計画では、基本計画で定めた目標のほか、事業効果の高い5大プロジェクトにおいて参考目安や主なアウトプットを位置づけるとともに、基本的方向ⅠからⅧで位置づける具体的な事業を推進する上で、42の成果指標を設定するなど、取組の進捗管理を総合的に評価しながら行うこととしております。事業を推進する上で、わかりやすく、市民・事業者の皆様へ伝わる広報が重要と考えておりますので、こうした視点に基づき、取組を進めてまいります。</p>	D

70	<p>ごみの減量化・資源化をさらに進めるために、廃食用油の回収に取り組んでほしい。行政が回収に取り組めば、回収量は飛躍的に増え、資源化も進む。東京都や横浜市にならって、川崎市でも積極的に取り組んでほしい。</p> <p>【他同趣旨の意見1件】</p>	<p>「川崎市循環型社会形成推進計画」において、様々な素材のリサイクルに向けて民間事業者との連携を進めております。現時点では、本市による廃食用油の回収は予定しておりませんが、市民団体や民間事業者の取組を市ホームページで紹介するなど、今後も関係計画と連携を図りながら資源循環の取組をさらに広げてまいります。</p>	D
71	<p>「脱炭素アクションみぞのくち」を活用した行動変容の促進について、11月8日に開催された「脱炭素アクションみぞのくち広場」を見学したが、内容は脱炭素の訴求が十分ではなかった。活動全体を一体的にプロデュースし、企画・進行する必要があると感じた。</p>	<p>イベント全体の構成や発信内容について、脱炭素のメッセージがより分かりやすく伝わるよう工夫するとともに、「脱炭素アクションみぞのくち」の取組を通じて、市民・事業者の行動変容を促してまいります。</p>	E
72	<p>市民が再生可能エネルギー設備を導入するのはハードルが高いが、電気の購入先を変更することで再エネを選ぶ方法もある。行政として、特定の電力会社を応援することは出来ないと思うが、そういった手法を欄外扱いでも良いので、紹介していくべきではないか。市の施策計画に明記すべきことではないが、グローバルな脱炭素戦略として広い視野を持って取り組んで欲しい。</p>	<p>地球温暖化対策推進基本計画において、再エネ100%電力に切り替えた際の具体的な削減量について記載しており、市域への再エネ普及について、引き続き取り組んでまいります。また、実施計画全体として分かりやすさ・伝わりやすさという視点から、コラムを追加しており、その中の一つとして、再生可能エネルギーの地産地消モデルの取組についても紹介しています。</p>	B
73	<p>『みどりの将来像(案)』が公表され、温暖化防止、生物多様性、SDGsも含めて総合的に「川崎市の環境保全を基礎とした将来像」を描く試みがなされている。これを踏まえて、緑地・水辺地の生態系保全について、脱炭素計画の視点からも「緑の基本計画」との顕密な連携を計って欲しい。</p>	<p>生物多様性に資する、緑地保全や緑化推進などの取組は、ヒートアイランド現象の緩和や防災・減災にも寄与することから、「生物多様性戦略」や「川崎市緑の基本計画」など、関係計画と連携し、脱炭素・自然共生の統合的な取組を推進してまいります。</p>	D

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

u>

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】																				
<p>【意見NO. 8】再エネの普及促進に向けて、多様なプレイヤーが連携して取組を推進していくことが重要であるため、その旨が分かるように記載を修正</p>	<p>(実施計画本編P61)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域エネルギー会社等を活用した市公共施設や民間施設に対する再エネ電力供給拡大 <p>(実施計画本編P62)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域エネルギー会社等の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大 地域エネルギー会社等を通じた市公共施設や民間施設に対する再エネ電力の供給拡大 	<p>(実施計画本編 (案) P52)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域エネルギー会社__を活用した市公共施設や民間施設に対する再エネ電力供給拡大 <p>(実施計画本編 (案) P53)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域エネルギー会社__の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大 地域エネルギー会社__を通じた市公共施設や民間施設に対する再エネ電力の供給拡大 																				
<p>【意見NO. 35】基本的方向 I 施策NO3 (I-U) 「民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進」において、既存住宅の省エネ化を含めた建築物等の脱炭素化を推進していくことを明確化</p>	<p>(実施計画本編P87)</p> <table border="1" data-bbox="577 738 1294 1278"> <thead> <tr> <th>事業No.</th> <th>事業事業名</th> <th>事業概要</th> <th>2026～2029年度の取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>022</td> <td>脱炭素戦略推進事業</td> <td>地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、事業者等と連携し、断熱など住宅の省エネ化に向けた普及啓発を図ります。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ●地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ●脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進 </td> </tr> <tr> <td>023</td> <td>再エネ導入等促進事業</td> <td>民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入・省エネ促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	事業No.	事業事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	022	脱炭素戦略推進事業	地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、事業者等と連携し、断熱など住宅の省エネ化に向けた普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ●地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ●脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進 	023	再エネ導入等促進事業	民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入・省エネ促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実 	<p>(実施計画本編 (案) P72)</p> <table border="1" data-bbox="1339 738 2078 1278"> <thead> <tr> <th>事業No.</th> <th>事業事業名</th> <th>事業概要</th> <th>2026～2029年度の取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>022</td> <td>再エネ導入等促進事業</td> <td>民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	事業No.	事業事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	022	再エネ導入等促進事業	民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実
事業No.	事業事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容																			
022	脱炭素戦略推進事業	地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、事業者等と連携し、断熱など住宅の省エネ化に向けた普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ●地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ●脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進 																			
023	再エネ導入等促進事業	民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入・省エネ促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実 																			
事業No.	事業事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容																			
022	再エネ導入等促進事業	民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネ化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ●「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」の効果的な運用 ●ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ●「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実 																			

その他、最新の情報の反映など時点修正や用語・用字の修正、分かりやすさの観点からコラムを追加するなど所要の整備を行っています。